

農林水第130号  
監第476号  
令和元年（2019年）10月23日

農林水産部各課長  
土木部各課長  
各広域本部長  
各地域振興局長  
各出先機関長

} 様

農林水産部長  
土木部長

県発注の建設工事における「予定価格に含まれる法定福利費概算額」の公表について（通知）

このことについて、本県では、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保と公平で健全な競争環境の構築を実現するため、社会保険等の未加入対策に取り組んでいるところですが、社会保険等への加入を一層推進していくためには、加入の原資となる法定福利費が受発注者間の契約段階において確保され、元請・下請業者間の請負契約にも反映されることが重要であるため、県発注工事の予定価格に含まれる社会保険等に係る法定福利費概算額を公表することとし、下記のとおり試行することとしましたので通知します。

つきましては、当該公表に係る事務を適切に運用されますよう貴所属の職員に周知していただきますようお願いいたします。

#### 記

#### 1 公表対象となる工事

農林水産部及び土木部が発注する建設工事

#### 2 公表方法

※公表用の別記様式は、必ずPDF化してください。

##### (1) 一般競争入札、指名競争入札及び随意契約（単独を除く）

各発注機関の事業担当課において、特記仕様書等に次の事項を記載するとともに、「予定価格に含まれる法定福利費概算額」（別記様式参照）を作成し、入札公告時に設計図書の一部として入札情報公開サービスに掲載する。

##### <特記仕様書等への記載例>

第〇条 本工事の予定価格に含まれる法定福利費概算額について

本工事の予定価格に含まれる法定福利費概算額は別記様式〇のとおりである。

##### (2) 単独随意契約

各発注機関の事業担当課において、「予定価格に含まれる法定福利費概算額」（別記様式参照）を作成し、契約担当課において落札結果公表時に入札情報公開サービスに掲載する。

#### 3 適用日

令和元年（2019年）11月1日以降に契約の申込みの誘引を行う建設工事に適用する。

## 予定価格に含まれる法定福利費概算額

工種	
予定価格(税込)	単独随意契約の 場合は公表しない
上記予定価格に含まれる 法定福利費概算額	

上記予定価格に含まれる法定福利費概算額は、法定福利費のうち事業主負担額の概算額です。

当該概算額は、あくまで現場管理費及び直接工事費（営繕工事については、直接工事費、共通仮設費及び現場管理費）に含まれる法定福利費について、当該工事に係る積算上の予定価格の額に、工種別の「予定価格に占める法定福利費の平均割合」を乗じて算出したものであり、実際に事業主が負担する額は労働者の雇用形態、施工地域等の実情に応じて異なります。